

家庭相談員の活動状況と今後の課題

——家庭児童相談室の全国調査集計結果の考察を通じて——

Present Position and Prospect of Counselors of Family Support Center (Social welfare Office)

小川 憲 治

Kenji Ogawa

はじめに

近年、家庭児童問題への関心が高まりつつある。これまで、家庭における乳幼児や児童の発達障害、登校拒否、家庭内暴力、非行などの諸問題に関して、児童相談所、教育相談所、家庭児童相談室（福祉事務所）などの相談機関、学校、保健所、医療機関等で、さまざまな取組がなされてきた。

筆者は、これまで約10年間にわたり非常勤のカウンセラーとして民間の相談機関で児童（主に登校拒否児）とその家族に関わってきた。また1990年から1993年にかけて家庭児童相談研究会（代表・佐藤悦子／庄司洋子）の一員として、「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識」に関する調査研究プロジェクトに参画する機会を得た。

本稿は、それらの活動を通じて得られた知見をもとに、家庭児童問題対応機関の一つである家庭児童相談室に関する調査研究（共同研究）の成果の一部（家庭相談員の活動状況と相談員の意識）を整理するとともに、調査結果の考察を通じて家庭児童相談室や家庭相談員の今後の課題を筆者なりに明らかにしたものである。

1. 家庭児童相談室の機能と全国調査の概要

1・1 家庭児童相談室とは

家庭児童相談室とは、昭和39年4月22日の厚生省の通達により、全国の福祉事務所に順次設置された、家庭における児童の健全育成、家庭児童福祉

の向上を目的とした相談室である。その設置の趣旨としては、通達に次のように述べられている。「家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものであるが、近年における社会の変動に伴う家庭生活の変化は、家庭における児童養育にも大きく影響し、これが児童の非行発生の要因となっている現状にかんがみ、特に家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るための相談指導援助を充実強化するため福祉事務所に家庭児童相談室を設置するものである¹⁾。」

家庭児童相談室の職員は、社会福祉主事と家庭相談員（非常勤職員）から構成されており、ケースの分担に関しては、「主として訪問による指導及び法的措置を必要とするケースは、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事がこれを担当し、主として所内における相談指導で解決されるケースは家庭相談員がこれを担当する²⁾」ことになっている。家庭相談員の任用資格としては次の1)から4)のいずれかの条件を満たしていることとなっている。1) 大学卒（児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻）、2) 医師、3) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者、4) 前各号に準ずる者であって、家庭相談員として必要な学識経験を有するもの³⁾。

厚生省の調査によれば、昭和63年現在、1,182カ所の福祉事務所のうち958カ所に家庭児童相談室が設けられ、年間約66万件の相談に応じており、その内訳は、性格・生活習慣等13.1%、知

能・言語14.5%、学校生活等18.6%、非行4.9%、家族関係10.4%、環境福祉15.9%、心身障害13.2%などとなっているという⁴⁾。この調査結果から、家庭児童相談室の活動は設置以来活発に展開され、その内容も極めて多岐にわたっているのはほぼ理解できるが、一般家庭に家庭児童相談室の存在があまり知られていないのも事実である。また、これまで実施された各種調査によっても、全国の家庭児童相談室の個々の活動の実態や家庭相談員の意識などについては十分把握できないのが現状である。それは設置以来、家庭児童相談室の活動の全貌を明らかにするような全国規模の調査が実施されていないためであろう。そこで筆者も参画した家庭児童相談研究会が調査主体となり、その実態を明らかにするとともに、今後の家庭児童相談のあり方を検討することになった。

1・2 調査概要

1990年12月に家庭児童相談研究会が全国家庭相談員連絡協議会の協力のもとで実施した「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識に関する調査」(全国調査)により、これまで一般に十分把握しきれていなかった家庭児童相談室の活動の実態と家庭相談員の意識がかなり明らかになったといえよう⁵⁾。

「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識に関する調査」は全国の家庭児童相談室および家庭相談員を対象とした質問紙・郵送法による調査であり、次の2種類の調査票を使用している。

(1) A調査票(家庭児童相談室調査用)

発送：1,007通、回収(率)：879通(87.3%)

(2) B調査票(家庭相談員調査用)

発送：1,717通、回収(率)：1,436通(83.6%)

A調査票は相談室の設置主体、開設時期、相談員数、相談日数、組織、活動内容など、相談室の概要調査用(質問項目：21項目)であり、B調査票は相談室の概要(A調査票とはほぼ同一項目)、組織、相談の経過とケースの扱い、他機関との連携、研修、家庭児童相談のありかた、相談員の経歴など、相談活動と相談員の意識に関する調査用(質問項目：68項目)である。また、この調査の分析に資する情報を収集するために、各地の家庭相談員および関係者への聞き取り調査を合わせて実施した。

本稿では主にB調査票の集計結果(括弧内の%表示)をもとに家庭相談員の活動状況と家庭相談員の意識について考察し、家庭児童相談室や家庭相談員の今後の課題を明らかにしたい。

2. 家庭相談員の活動状況

まずはじめに、「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識」に関する全国調査のうち、B調査票の集計結果をもとに、家庭相談員の活動状況を考察したい。(2・2では家庭児童相談室の活動状況の考察に一部A調査票の集計結果(A99.9%と表示)も使用した。)

2・1 相談員の基本属性

相談員の年齢は、40～59歳まで(43.5%)と60歳以上(48.7%)が大半を占め、若手(20～39歳)は非常に少ない(7.5%)。相談員の性別は男性約4割、女性6割の構成となっており、女性の相談員の方が多い。大学卒の相談員は新制・旧制あわせて47%、その専攻は教育(41.2%)、福祉(25.2%)、心理(19.2%)に集中している。前職としては、専攻とも関係するが、小中学校の教員(校長、教頭を含む)出身者が半数近く(48.9%)を占める。そのほか福祉関係出身者(13.6%)、保育所保育・幼稚園教員出身者(8.5%)などとなっており、教育・福祉分野等の相談員出身者はわずかに3.6%に止まっている。相談員経験年数は、経験3年未満の初心者がかなり多い(43.4%)が、一方経験9年以上のベテランが18.2%を占めている。現在は相談員の仕事に専念している者が大多数(80.0%)であるが、民生委員、青少年委員、保護司、社会教育やボランティア等の団体役員など地域での役割を兼務している者が4割近くいる。

2・2 相談室の活動状況と家庭相談員の勤務条件

相談室の稼働日数は週5日が最も多く(37.3%<A調査40.2%>)、週3日以上開室している所が7割以上を占める。所属相談員数は2名(75.9%<A65.0%>)ないし1名(20.1%<A32.3%>)の所がほとんどであり、3人以上の所は極めて少ない。相談に応じる場所としては、福祉事務所の相談室を兼用しているところ(61.6%<A65.8%>)が多く、家庭児童相談室専用の相談室を持ってい

る所(28.3%<A25.6%>)は少ない。また、相談室専用の窓口を持っている所(A18.3%)も少ない。

また家庭相談員の直属の上司にあたる人が福祉事務所長(30.0%)、課長または係長(63.1%)などと各々の相談室によって異なったり、担当社会福祉主事の役割が、家庭相談員の形式的管理(30.0%)、家庭相談員の相談相手(25.6%)、スーパービジョン(12.4%)など様々である。これらのことは、A調査の結果分析でも明らかな様に、家庭児童相談室の組織運営自体が曖昧であり、福祉事務所における家庭相談員の位置付けがはっきりしていないことを表しているといえよう。家庭児童相談室としての組織的運営を図ろうとしている所もあるが、福祉事務所に家庭相談員が1~2名配置されているだけに過ぎない所もかなりあるのが実情であろう。

相談室の年間相談件数は500件以内が大半(67.2%<A68.9%>)を占めるが、900件以上の所もかなり(15.7%<A13.7%>)ある。また一人の相談員が通常担当しているケース数は、30ケース以内(70.5%)がかなり多いが、50ケース以上(12.5%)の相談員も見受けられる。(家庭相談員の活動内容としては、相談室における個別相談以外に、出張相談、家庭訪問、不登校児童や親グループなどの運営、育児教室等の開催など多岐にわたっており、相談件数や担当ケース数だけでその活動状況を把握することは難しい。)

家庭相談員の身分は非常勤が圧倒的に多く(92.2%)、勤務日数は週3日から週5日が大半を占める。[週3日(35.2%)、週4日(23.1%)、週5日(17.2%)]任期のない所(16.0%)や、任期はあっても原則として再任される所(66.5%)もあるなど、長年にわたり相談員を継続することが可能な所は多いが、非常勤のため、身分が不安定で相談員に十分な権限が与えられていないことも事実である。待遇面でも、給料のベースが必ずしも高くない上に、ペースアップも昇給もない給与条件(17.8%)の所、賞与が出ない所(60.1%)があるなど相談員の報酬は充分とは言い難い状況にある。

このように、現在のところ家庭児童相談室は身分や待遇の面では家庭相談員一人一人のボランテ

ィア精神によって支えられていると言っても過言ではあるまい。しかしいつまでも相談員のボランティア精神にたよっているわけにもいくまい。経済的自立をはからなければならぬ年代の若手(20歳~39歳)の相談員(僅か7.5%)の場合、専門的資質や意欲はあってもこのような勤務条件ではその職に就くことは難しく、今後家庭児童相談室の充実をめざしていく際の検討課題となろう。

2・3 相談の経過とケースの扱い

相談室に相談を持ち込むのは保護者がかなり多く(60.9%)、次いで小中学校(13.0%)、保健所(4.9%)等となっている。最初の面接に来談するのは圧倒的に母親(92.8%)が多い。また、最初に相談が持ち込まれる方法としては、電話(49.1%)または直接の来所(32.3%)が多い。相談の対象となる子供の年齢は、乳幼児(42.2%)、中学生(36.3%)、小学生(14.8%)となっており、相談の主訴としては、言葉や精神発達の遅れ・障害(39.7%)、不登校・引きこもり(28.4%)、育児の不安・悩み(8.4%)、家庭内の人間関係(7.7%)などとなっている。このように家庭児童相談室が現在対応している相談としては、主に乳幼児期の発達相談と思春期(青年期前期)の不登校に関する相談があげられよう。

面接の際、ケースに関する情報を聴取する方法は、様式があるのでそれを使う(37.5%)、様式はないがだいたい決めている(18.5%)、かなり自由に聴取している(39.0%)と相談員によって様々である。また、相談室での面接以外に家庭相談員が訪問面接をすることもかなり多いが[よくある(41.2%)、ときどきある(41.6%)]、このことは家庭相談員の活動が、面接室中心の心理療法とは異なり、ケースワークあるいはコミュニティワーク的活動であることを物語っている。

相談に応じたケースは1~3回で終結するもの(30.2%)と4回以上相談が続き長期にわたるもの(60.5%)に大別される。ケースの終結の判断としては主訴の改善がみられるまでとするものが多い(67.3%)。途中で途絶えたケースについては電話や手紙で連絡をとったり(44.1%)、訪問してみる(25.1%)など様々な対応が試みられている。また、終結後も特に気になるケースについては概ねフォローアップ(67.7%)が行われてい

る。

ケース検討の場としては、家庭児童相談室として担当社会福祉主事を含めて処遇を検討する所は少なく(11.0%)、家庭相談員のあいだで検討したり(19.6%)、福祉事務所の課長や係長などをまじえてケースの処遇を検討する(29.5%)ことが多い。また児童相談所など外部の機関を交えて検討する(27.7%)こともある。また相談員が担当するケースのスーパービジョンに関しては、とくにおこなわれていない(37.9%)所が多いが、児童相談所の職員がおこなったり(31.6%)、社会福祉主事(11.4%)や先輩格の家庭相談員(6.2%)が行っている場合もある。ところによっては、同一地区内の相談員同士がお互いに行き詰まったケースを検討しあうこともある。

2・4 他機関との連携

地域の他機関との連携に関しては、児童相談所との連携が主であり、定期的な連絡会や巡回(37.2%)を通じて行われる。しかし、必要のあるときだけ連絡を取る(43.0%)場合も多い。具体的には、児童福祉司と一緒にクライアント家族を訪問する(44.4%)、児童相談所の職員からスーパービジョンを受ける(38.6%)、児童相談所に医学的、心理学的検査、心理テストを依頼する(58.6%)、児童相談所が主催する研修に参加する(58.3%)など、さまざまな機会を通じて連携がはかられている。施設への入所措置以外の理由で児童相談所に送致されるのは、家庭児童相談室に期待されている範囲を超える場合(60.7%)、家庭相談員としての自分の能力を超える場合(20.5%)などである。実際に児童相談所に送致されるのは、主訴が心身障害(33.3%)、不登校・引きこもり(21.4%)、非行(17.4%)、虐待・放任(9.0%)などの諸ケースである。このような連携を通じて児童相談所との関係を、望ましい関係にある(31.6%)、十分とは言えないが現状ではこんなもの(42.3%)と肯定的に感じている相談員が多いが、もっと改善の余地がある(18.4%)と感じている相談員も少なからず存在する。

その他の機関とは、保健所(47.3%)、保育所(50.9%)、小中学校(73.1%)との連携が頻繁または時々行われている。

2・5 調査結果の考察

(1) 相談員の典型的プロフィール

家庭相談員の典型的プロフィールとしてはつぎの二つのタイプが考えられる。相談内容、相談員の年齢構成、専門性などを考慮すると、若手の専門職という新たなプロフィールの存在が望まれよう。

1) 名誉職的相談員(年齢60歳以上、経験3年未満) 24.3%

元小中学校の校長・教頭。男性が多い。退職後、2年程度の約束で相談員となり、教育者としての経験を生かし、青少年とその家族を指導しようとしている。相談員としての経験は比較的浅く、どちらかという地元の名誉職的色彩が強い。

2) ベテラン(専門家)の相談員(年齢40~60歳、経験9年以上) 17.0%

元福祉職、心理職、教育職など。女性が多い。対人援助職の経験や地域活動の経験を買われて相談員になった後、相談員としての専門性を高めながら長年にわたり熱心に地域の相談活動に携わっている専門職である。家庭児童相談室活動の中心的存在であり、後輩の相談員の指導にもその一翼を担っている。

(2) 相談活動の属人的傾向

相談室として組織的な活動をするよりも、相談員がそれぞれの資質に基づいて独自に相談活動を展開している場合が多いように思われる。非常にユニークで積極的な活動を展開しているところもあれば消極的なところもあるなど、個々の相談員毎に相談内容、相談の応じ方などに、かなりのバラツキが見受けられる。

1) 相談員の以前の職業や専門分野によって主に担当する相談内容(主訴)が偏りがちである。例えば、元教育職の場合不登校(思春期)問題が主となり、元福祉職、保母などの場合発達のおくれ、障害(乳幼児期)問題が主になる。

2) 相談活動が属人的にならざるをえない現状として、次の点が考えられる。

- ・相談員数：1名~2名
- ・ケース検討：家庭児童相談室として検討(11.6%)、相談員のあいだで検討(19.6%)
- ・スーパービジョン：行われていない(37.9%)、

相談室内部で行う(17.6%)、児童相談所職員が行っている(31.6%)

- ・専門的知識や技術の不足の悩み(31.2%)

(3) 相談活動の形態

相談室での面接中心の相談員だけでなく、訪問面接などのコミュニティワークを積極的に展開している相談員もかなり(よくある41.2%、ときどきある41.6%をあわせると8割以上)いる。この点に関しては「主として訪問による指導及び法的措置を必要とするケースは家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事がこれを担当し、主として所内における相談指導で解決されるケースは家庭相談員がこれを担当する」という当初の厚生省児童局長通知の内容と、現在の活動の実態とはかなり異なってきているのが理解できる。

(4) 相談内容について

持ち込まれる相談内容が、乳幼児の養育問題と思春期の不登校問題に大別されることは、他の教育、養育、医療、心理相談機関の傾向と一致するものであり、現代家族の養育能力の低下を示唆するものだろう。両者とも家族へのさまざまな援助介入が求められるが、前者が直接介入、他機関への紹介、措置などで明確な終結を迎えることが比較的可能である一方、後者はその対応に苦慮したり、援助介入が長期にわたることも多く、明確な形での終結が訪れにくい傾向にある。不登校問題に関しては相談員が不登校問題の理解をさらに深めるとともに、家庭児童相談室としての組織的対応が求められよう。

(5) ケーススーパービジョンについて

児童相談所職員や担当社会福祉主事などが行っているのは主にアドミニストレイティブなスーパービジョンであり、ケーススーパービジョンは研修会などの際にグループスーパービジョンの形で行われているにすぎないものと思われる。今後援助活動の質を向上させていくにはグループスーパービジョンの機会を増加させるなど、相談員がケーススーパービジョンを受けることが可能な環境作りが望まれる。

(6) 児童相談所との連携

家庭児童相談室と児童相談所の間には基本的な“協力体制”は存在するが、両者にはそれぞれの立場から複雑な思惑もあるようだ。児童相談所は措

置権を持つ上位システムであり児童相談の専門家であるが、家庭相談員はその権威を容認しつつも、一方で「地域のことは、家庭のことは、こちらの方がよく知っている」との自負を持っているとの見方もできる。連携にあたっては両者がそれぞれの立場を尊重し相互理解を深めることが肝要であろう。

3. 家庭相談員の意識

次に、引き続きB調査票の集計結果をもとに、家庭相談員の役割、資質、悩み、評価と展望など相談員の意識について考察したい。

3・1 最近の相談内容と相談員の役割

最近印象として一番増えていると思われる相談としては、不登校・引きこもり40.3%、育児相談18.2%、障害児15.5%などがあげられているが、なかでも不登校・引きこもりは、相談の主訴の構成比(28.4%)に比べ非常に多く、近年の不登校問題の増加傾向を反映している。また、最近の相談の中で一番苦慮しているケースも不登校・引きこもり(46.8%)が圧倒的に多く、その他、非行12.8%、障害児11.6%などとなっている。不登校のケースについては、年齢が高いほど(60歳以上は54.1%)苦慮している相談員が多く、また女性(41.9%)より男性(55.1%)の方が苦慮している様子がうかがえる。

相談に応じていて一番強い印象を受ける親としては、子育てよりも親の都合を優先させて考える親(52.7%)、育児の知識や方法を知らない親(17.6%)など否定的な印象が圧倒的に多く、家庭児童相談の果たす役割の重要性が理解できる。

家庭児童問題の原因としては、社会環境の悪化、本人や親の能力・性格のどちらか一方ではなく、複合的であるとの認識が過半数(52.7%)を占めている。また家庭相談員の役割としては、親と一緒に考え親が自分で問題を解決できるように側面的援助する立場(69.6%)が圧倒的多数を占めている。

3・2 家庭相談員の資質と研修について

相談の仕事上役立つことに関しては、人生経験と人柄26.6%、現場経験26%、専門知識・技術23.4%などがあげられ、人間性と専門性のバランス感覚が感じられるが、以前の仕事や専攻により

多少の傾きが見受けられる。元教員・校長等は現場経験を重視（34～48%）し、元保母、元相談員は専門知識・技術を重視（33～43%）しており、心理関係は専門知識・技術（34%）を、教育関係は現場経験（38%）を、社会科学関係は人生経験・人柄（36～44%）を重視している。

資格に関しては、社会福祉士7.0%、臨床心理士8.5%、教員5.0%、いずれかの資格39.5%と、過半数（60.0%）の相談員が何らかの形で資格をもつことが望ましいと考えている。

専任理由としては、以前の職務上の経歴（58.3%）が重視されている。なかでも相談員のほぼ半数を占める元教員・校長の74～81%が職務上の経歴をあげているが、児童教育の専門家が即家庭児童相談の専門家になり得るとは限らないことも再認識しておく必要がある。

研修についても非常に熱心である。この一年間に参加した研修については、家庭相談員連絡協議会主催71.9%、道府県主催68.8%、児童相談所主催61.8%などと、6割以上の相談員が上記の研修に各々参加している。この1年間に参加した研修の対象分野は、児童福祉関係が圧倒的に多く（82.7%）、次いで心理、教育、福祉一般となっており、研修内容としては、事例研究（90.4%）がきわめて多く、次いで知識一般（73.8%）等となっている。また今後受けた研修としてはカウンセリング（29%）、家族療法（26.8%）等あげており、経験年数により差があり、3年未満はカウンセリング（32.4%）、9年以上は家族療法（39.2%）が多い。

自分の資質が相談活動に生かされているかについては、89.6%（ある程度67.7%、十分21.9%）が生かされていると答えており、やり甲斐のある仕事であることがうかがえる。年齢別にみると、十分生かされているとの回答は年齢が高くなるとともに多くなり60歳以上の相談員が一番高く（25.8%）、ある程度生かされているとの回答は逆に30～40歳台の方が若干高くなっている。また経験年数別にみると、十分生かされているとの回答は、経験年数が長いほど高く6～9年未満が25.0%、9年以上が23.0%となっている。以前の仕事別では、十分生かされているとの回答では、小中学校校長・教頭（27.4%）、福祉関係職（23.8%）

が高く、ある程度生かされているとの回答では、小中学校教員（74.3%）、保育所保母・幼稚園教員（74.4%）が高くなっている。

3・3 家庭相談員の悩み

一方、家庭相談員としての悩みは多岐にわたっており〔①専門知識・技術不足31.2%、②権限不足15.7%、③身分が不安定13.3%、④労力と成果がみあわない11.6%、⑤社会的評価が不十分9.7%、⑥報酬が不十分7.5%〕、やり甲斐がある反面、悩みも深刻なことが理解できる。（「この6項目の悩みは全て家庭相談員の悩みを代弁している」との意見もあった。）

そこで、相談員の悩みについて、クロス集計の結果を用い様々な角度からより詳細な検討をおこなっていききたい。

(1) 年齢別

50歳未満の若手の相談員の場合、悩みの傾向は上記の集計結果と多少異なっている。なかでも30歳台の相談員は、身分が不安定（31.1%）なことが一番の悩みであり、専門知識・技術不足（26.7%）を上回っている。また40歳台の相談員も専門知識・技術不足（33.2%）の次に身分が不安定（18.7%）なことをあげている。

報酬に関する悩みは60歳以上の相談員が一番低く（4.8%）、年齢が若くなるに従って高く（40歳未満は11.1%）なっている。逆に権限不足の問題は40歳台以上の年配の相談員（約16%）に共通する悩みであり、労力と成果がみあわないという悩みも50歳台（9.7%）、60歳台（17.0%）と年配の相談員に多い。専門知識・技術不足の悩みは、年齢に関係無く約3割程度と多いことが理解できる。

(2) 経験年数別

専門知識・技術不足の悩みは経験年数3年未満の相談員に多くみられ（39.2%）、経験年数が長くなると、専門知識・技術不足の悩みは減少するが、その他の様々な問題で悩んでいることが理解できる。ちなみに9年以上のベテランの相談員の場合、①専門知識・技術不足20.2%、②身分が不安定18.6%、③権限不足17.4%、④社会的評価が不十分12.8%、⑤報酬が不十分12.0%、⑥労力と成果がみあわない10.1%の順になっている。なかでも身分と報酬の悩みは経験年数が長くなるほど

増加の傾向がうかがえる。

(3) 前職別

どの前職でも専門知識・技術不足の悩みが最も多いが、なかでも前職が保育所保育・幼稚園教員(35.3%)、小中学校校長・教頭(34.8%)の相談員の場合、その比率が比較的高い。逆に福祉関係職(25.4%)はその比率が比較的低いが、身分や社会的評価に関する悩みが比較的高くなっている。その他、前職が小中学校校長・教頭および小中学校教員の場合は労力と成果がみ合わない悩み、保育所保育・幼稚園教員の場合は身分に関する悩み、教育・福祉分野の相談員の場合は報酬および社会的評価に関する悩みの回答比率が高かった。

(4) 専攻別

心理専攻の相談員の場合、専門知識・技術不足の悩みの回答比率は比較的低いが、身分、報酬、社会的評価の悩みの比率が高い。教育専攻の相談員の場合、逆に専門知識・技術不足の悩みの回答比率が高く、身分や報酬に関する悩みの比率が低い。社会福祉専攻の場合、身分と権限に関する悩みの比率が若干高くなっている。

3・4 家庭児童相談活動の評価と展望

実践についての評価〔ある程度の成果66.2%、設置目的を果す14.4%…〕、他の道府県との比較〔平均的47.5%、より活発11.8%、より沈滞6.0%…〕、県内比較〔平均的58.1%、より活発16.3%、より沈滞7.0%…〕では、平均以上の自己評価がなされている。

しかし、今後の家庭児童相談室のあるべき姿については、様々な意見〔現状でまあまあの成果28.2%、現状でも十分6.1%、福祉事務所内での位置づけの明確化35.7%、資質の改善11.6%、別方法や組織までの取り組み10.2%〕があげられているが、現状肯定派は34.3%と少なく、現状に不満のため改善の提言47.3%、別の方法や組織で取り組むべき(組織改革が必要)10.2%と何らかの改善、改革が求められている。

そこで、今後の家庭児童相談室のあるべき姿について、クロス集計の結果を用い様々な角度からより詳細な検討をおこなっていきたい。

(1) 年齢別

相談員の年齢によって、今後の家庭児童相談室

のあるべき姿に関する見解は全く異なっている。現状のままでも十分またはまあまあの成果があがるという肯定的な回答比率は60歳以上は43.0%であるが、相談員の年齢が低くなるにしたがって50歳台34.3%、40歳台20.0%、30歳台ではわずか12.2%とかなり低くなっている。一方、現在の家庭児童相談室のありかたに対する不満と改善要望が若手相談員にかなり見受けられ、なかでも福祉事務所内での位置づけを明確にすべきとの見解を回答した相談員は30歳台で61.1%、40歳台で50.4%とかなり多い。資質の改善、別の方法や組織による取り組みの回答比率に関しては、年齢によるばらつきはほとんどみられなかった。

(2) 経験年数別

年齢別と同様、経験の浅い相談員に比べベテランの相談員の方が、今後の家庭児童相談室のあるべき姿に関し厳しい見解を示している。例えば、現状のままでもまあまあの回答比率は、経験3年未満では31.1%であるのに比べ、9年以上の場合は19.1%にすぎない。また福祉事務所内での位置づけを明確にすべきとの見解に関しても、3年未満30.2%、9年以上45.0%となっている。

(3) 前職別

前職が小中学校校長・教頭および小中学校教員の場合、現状のままでも十分またはまあまあの成果があがるという楽観的な回答比率が高く(43.6%、37.9%)、保育所保育・幼稚園教員や福祉関係職の場合、福祉事務所内での位置づけを明確にすべき(43.8%、38.5%)などの問題意識が高くなっている。

(4) 専攻別

教育、社会、法律・経済専攻の相談員が、現状のままでも十分またはまあまあの成果があがるという楽観的な回答比率が比較的高い(36.5%、44.7%、40.8%)のに比べ、心理、福祉専攻の相談員の場合、福祉事務所内での位置づけを明確にすべき(42.9%、41.1%)などの問題意識が高くなっている。

3・5 調査結果の考察

(1) 相談員の意欲と悩み

家庭相談員は、自身の資質を生かせる仕事として、やり甲斐を感じ、意欲的に相談活動に取り組んでいるが、一方、身分が不安定、権限不足、専

専門知識・技術不足、報酬が不十分、労力と成果の不一致、社会的評価などの点で悩みも多く、周囲への理解やその解消を切に望んでいる。中でも若手の相談員は身分や報酬に関する悩みが多く、年配の相談員の場合は権限不足、労力と成果の不一致の悩みが多い傾向が見受けられる。また向上意欲も高く、研修についても非常に熱心である。この点に関しては、専門知識・技術不足の悩みが年齢に関係無く多い（3割程度）ことと関連しているように思われる。

(2) 相談活動の評価

相談室の活動は、相談員の熱意やボランティア精神に支えられており、ある程度の成果があがっているとの自己評価がなされているが、現状への不満も強く、何らかの改善、改革が求められている。なかでも問題意識が高いのは、前職が保育所保母・幼稚園教員や福祉関係職で、比較的若手（30歳台～40歳台）の、経験豊富（9年以上）な、心理または福祉専攻の熱心な相談員である。また相談室活動はきわめて属人的であり、ユニークな活動も見受けられるが、その活動や成果は家庭相談員の人柄と資質に負うところが大きいものと思われる。

(3) 相談活動のあるべき姿

当面、相談員の資質の向上をはかるため、研修、スーパーヴィジョンなどの充実が必要であるが、調査結果からも明らかなように、根本的には相談室としての組織的な対応が十分なされておらず、福祉事務所内外での相談室の位置づけの明確化を図るべきとの意見も非常に多い。現在展開されている属人的活動の良さを尊重しつつ、組織的な対応をはかるなど相談活動のあるべき姿を見直す必要がある。

(4) 不登校問題への対応

不登校に苦慮している相談員が多いが、その要因としては1)問題が複雑、2)長引く、3)対応策が手づまりなどが考えられる。今後、相談員の資質や専門性の向上、複合的な対応策の検討、他機関との連携、など組織的な対応が望まれる。

(5) 研修について

概ね相談員1人当たり年間3回以上の研修の機会に恵まれており、研修への参加もきわめて意欲的であるが、専門的な知識や技術の不足で悩んで

いる相談員も多く、研修の成果が日常の相談活動に充分反映されているとはいえない難い面もある。相談員の資質や経験のレベルに応じた多様な研修プログラムを展開するなど研修の一層の充実を図り、相談員の専門性や人間性の向上をめざす必要がある。

(6) 資格について

家庭相談員の職務と資格との関係について、社会福祉士、臨床心理士、教職、いずれかの資格をもつことが望ましいとの意見が過半数（60.0%）を占めているが、家庭相談員の資質や身分を維持、向上させていくためには重要な検討課題であろう。また、職場での不安定な身分を確固たるものにするために、臨床心理士などの相談員としての何らかの専門的資格をもつことも必要であろう。

4. 家庭相談員の今後の課題

これまで、B調査票の集計結果をもとに、家庭相談員の活動状況と意識について考察してきたが、その結果を踏まえ家庭児童相談室のありかたと家庭相談員の活動に関する今後の課題を明らかにしたい。

(1) 相談員の資質の向上

家庭相談員が応じる相談は登校拒否問題をはじめ複合的な社会問題⁹⁾が多く、その発生要因は学校、家庭、地域社会、本人の対人関係、発達心理的問題など多岐にわたり複雑に絡み合っていることが多い。したがって、問題を把握するためには、教育、心理、福祉などの単一の専門分野の経験や知識だけにとどまらず、相談員一人一人に幅広い社会的、臨床的な専門性と豊かな人間性が要求される。教育学を専攻した元教員であろうと、臨床心理学を専攻した臨床心理士であろうと、社会福祉学を専攻したワーカーであろうと、それだけで登校拒否、発達障害などの家庭児童問題の把握や対応が必ずしもできるわけではない。例えば、元教員や校長が必ずしも即優秀な相談員になり得ないことから理解できよう。登校拒否、発達障害などに関する専門的な専門家の研修やスーパーヴィジョンを受けることが肝要である。また同時に児童や親の生きる世界を理解し、共にする、幅広い人間性や感性の豊かさも啓発する必要がある。

ろう。

(2) 相談内容の充実(多様な対応策の必要性)

家庭相談員が最近一番苦勞しているケースとして不登校・引きこもりが上げられているが、このような複合的な社会問題に対しては、そのケースに応じた多様な複合的アプローチが要求される。例えば不登校の場合、各相談室の状況に応じて、以下のような多様な対応策を可能にしておくことが望まれる⁷⁾。

- 1) 様々な流派のカウンセリング、心理療法、家族療法
- 2) ソーシャルワーク(学校、家族、地域社会など)
- 3) 合宿治療⁸⁾
- 4) グループワーク(子供、親)
- 5) 学習教室、フリースクール
- 6) 治療的家庭教師、メンタルフレンド
- 7) 精神科医、他の相談機関・施設等との提携

人的資源、予算等の関係で、独自に対応できないものについては、他機関との協力や連携により、多様な対応を可能にしておく必要がある。そのためのネットワーク作りや情報収集も大切である。また社会福祉主事と家庭相談員の年齢、性別、パーソナリティ、バックグラウンドも今後多様になるよう考慮することも肝要であろう。

(3) 家庭児童相談室の独自性の明確化

家庭児童問題に関しては、教育相談所、児童相談所、精神保健センターなどの他の公共相談機関、社会福祉施設、医療機関、民間相談機関、私塾などで、様々な立場からその対応にあたっているが、各々の家庭児童相談室での対応についても、その活動範囲と独自性のある程度明確にしておく必要がある。

例えば、相談室の規模とその設立趣旨から考えて、地域に密着した、住民が気軽に相談できるような、いわば家庭医(ホーム・ドクター)的な相談室機能が考えられる。特に登校拒否のような複合的な問題については、独自で対応できる範囲を明確にし、より高度な専門性を必要とするケースに関しては、児童相談所、教育相談所、登校拒否などを専門とする民間機関、医療機関など、そのケースに最も適当と思われる他の機関との連携を図ることが望まれる。また、家庭児童相談室の存

在や活動内容を地域の住民にPRする努力がさらに必要となろう。

(4) 相談体制の見直し

以上のような課題に取り組むうえで避けて通れないのが家庭児童相談室の組織や相談体制の問題であろう。家庭児童相談室のあるべき姿について約35%の相談員が福祉事務所内での位置づけの明確化をすべきとの見解を示しているとおり、組織や相談体制の見直しを何らかの形で推進していく必要がある。

相談員の個性と資質に応じたフレキシブルでユニークな相談活動が展開できるなど、福祉事務所内での位置づけが不明確であるがゆえのメリットもあるが、相談内容や相談の応じ方のばらつきや専門知識・技術不足やスーパーバイザーの不在など属人的活動の限界もあり、今後属人的活動から組織的活動への転換が迫られよう。

より一層の相談活動の充実をはかるためには、福祉事務所内での位置づけや相談室としての機能を見直すとともに、相談室の独自性の明確化や相談員の資質や専門性の向上を図るべきであろう。具体的には、名誉職的相談員の削減と専門職的相談員の増強(育成)、身分、権限、待遇、資質などの改善、資格制度の検討、研修内容の充実、スーパービジョン体制の確立などの問題に関し、本調査で明らかとなった家庭相談員の熱意と悩みを尊重しながら、組織的に取り組んでいくことがもとめられよう。

おわりに

これまで、家庭相談員の活動状況、相談員の意識ならびに今後の課題について考察してきたが、福祉事務所の中での相談室の位置づけの明確化、相談員の身分保障の改善など組織的な見直しと家庭相談員の資質の向上や悩みの解消など相談員個々の問題解決の両面から、山積する課題と取り組んでいく必要がある。今後更に家庭相談員の方々と共に、調査研究を継続していく所存である。最後に、調査にご協力いただいた全国の家庭相談員諸氏と家庭児童相談室の関係各位、集計に際してご協力いただいた荒川治久助手(立教大学)、潮谷恵美さん(東洋大学大学院)ならびに共同研究の際に大変お世話になった佐藤悦子教授(立教

大学)、庄司洋子教授(立教大学)、古川考順教授(東洋大学)をはじめとする家庭児童相談研究会の各位に深く感謝申し上げたい。

(おがわ けんじ 助教授)

(1995. 3. 30 受理)

<注>

- 1) 「家庭児童相談室に設置運営について」(昭和39年4月22日児発360号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省児童局長通知) 参照
- 2) 前掲
- 3) 前掲
- 4) 山本保(1991) 参照
- 5) 調査結果の詳細については同研究会の報告資料(1991)、日本社会福祉学会40回大会発表資料(1992)、佐藤悦子・庄司洋子(1993) 参照
- 6) 小川憲治(1991) 参照
- 7) 小川憲治(1992) 参照。筆者が非常勤のカウンセラーとして登校拒否問題と関わっている民間相談機関である登校拒否文化医学研究所(代表高橋良臣)では、かねてからこのような複合的なアプローチにより、問題解決をはかっている。
- 8) 高橋良臣(1988) 参照

<参考文献>

家庭児童相談研究会 1991「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識に関する調査(速報サマリー)」

立教大学社会福祉研究所

小川憲治 1991「ハイテク時代のソシオーゼ」『応用社会学研究』立教大学社会学部No.33, 31—43

小川憲治 1992「家庭児童相談室における登校拒否問題への対応」『立教社会福祉研究』立教大学社会福祉研究所 Vol.12, 1—5

庄司洋子、佐藤悦子、村井美紀ほか 1992「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識(その1)」日本社会福祉学会第40回大会報告要旨集 長野大学

佐藤悦子、小川憲治、高橋良臣、安達映子 1992「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識(その2)」日本社会福祉学会第40回大会報告要旨集 長野大学

小川憲治、庄司洋子、鈴木孝子、田中ひな子 1992「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識(その3)」日本社会福祉学会第40回大会報告要旨集 長野大学

古川考順、庄司洋子、佐藤悦子、山本保 1992「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識(その4)」日本社会福祉学会第40回大会報告要旨集 長野大学

佐藤悦子、庄司洋子 1993「家庭児童相談室の現状と家庭相談員の意識」『応用社会学研究』立教大学社会学部 No.35, 103—121

高橋良臣 1988「登校拒否児の合宿治療」『心理臨床』星和書店 No.1—4, 313—317

登校拒否研究会 1991『教師と専門家のための登校拒否研修会』資料

山本保 1991「家庭児童相談室の現状と課題」『子どもと家庭』日本児童問題調査会 1991—2